

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和3年10月15日

中止

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	山梨県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	6
5. 独自利用事務の事例番号	113-6-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="https://www.pref.yamanashi.jp/koukoukyo/mynumber.html">https://www.pref.yamanashi.jp/koukoukyo/mynumber.html</a>

執行機関名

知事等(教育委員会)が行う高等学校等の専攻科に係る修学支援に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
① 事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	高等学校(私立のものを除く。)の専攻科及び中等教育学校(私立のものを除く。)の後期課程の専攻科における奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
② 番号法別表第1の項	91	
③ 番号法別表第2の項	113	
④ 番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		山梨県個人番号の利用等に関する条例 別表第一 第11の項 高等学校(私立のものを除く。)の専攻科及び中等教育学校(私立のものを除く。)の後期課程の専攻科における奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤ 事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第1条	山梨県高等学校等奨学給付金支給要領第1条
⑥ 事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって <u>教育の機会均等</u> に寄与することを目的とする。	第1条 この要領は、高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)交付要綱(平成26年4月1日文部科学大臣決定)、高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への奨学のための給付金)交付要綱(令和2年4月1日文部科学大臣決定)、高等学校修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)の取扱いについて(令和3年3月26日2文科初第2083号)及び高等学校修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への奨学のための給付金)の取扱いについて(令和3年3月26日2文科初第2083号)に基づき、高等学校等に在学する生徒の奨学に要する経費(授業料以外の教育に必要な経費)に対し、予算の範囲内で奨学給付金(以下「給付金」という。)を支給することについて、必要な事項を定める。